\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地域再生法施行令(平成十七年政令第百五十一号)
:	:	:
:	:	:
	:	:
:	:	:
:	:	:
	:	:
:	<u>:</u>	:
8	7	1

のための基盤となる施設 のための基盤となる施設 のための基盤となる施設 のための基盤となる施設 のための基盤となる施設 原三条 法第五条第四項第一号口(2)の政令で定める下水道、集落排水施設又は	(地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備	改正案
新設		現
		行

イ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行おうとする年度の前年

度において、普通交付税の交付を受けていないこと(特別区にあっ

ては、都が普通交付税の交付を受けていないこと。)。

口

その区域の全部が次条に規定する区域内にあること。

(産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の

第五条 法第五条第四項第五号の政令で定める地域は、平成二十七年八月地域)

一~三(略)

日における次に掲げる区域とする

(集落生活圏から除かれる区域)

第六条 法第五条第四項第六号の政令で定める区域は、都市計画法(昭和

四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計

いて同じ。)が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画画(同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。第十四条第一号にお

土地の区域とする。 区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている

(地域農林水産業振興施設)

| 第七条 法第五条第四項第十号の政令で定める施設は、主として次に掲げ

る事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設とする。

一~五 (略)

(産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の

地域)

第三条 法第五条第四項第四号の政令で定める地域は、平成二十七年八月

日における次に掲げる区域とする

一~三 (略)

(集落生活圏から除かれる区域)

第四条 法第五条第四項第五号の政令で定める区域は、都市計画法(昭

四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計

画(同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。第十三条第一号にお

区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められているいて同じ。)が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画

土地の区域とする。

(地域農林水産業振興施設)

第五条 法第五条第四項第八号の政令で定める施設は、主として次に掲げ

る事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設とする。

(略)

一 <u>~</u> 五.

和

(交付金の配分計画の作成)

第八条 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の交付金(以下単に「交付金第八条 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の交付金(以下単に「交付金第八条 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の交付金(以下単に「交付金第

じめ、第十条第二号から第四号までに定める大臣と協議するものとする2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらか

(交付金の交付の申請)

る年度ごとに、認定地方公共団体(法第八条第一項に規定する認定地方間のうち交付金を充てて同条第四項第一号に規定する事業を行おうとす域再生計画をいう。)に記載されている法第五条第二項第三号の計画期第九条 交付金は、認定地域再生計画(法第八条第一項に規定する認定地

公共団体をいう。)の申請に基づき、交付するものとする

(削除)

(交付金の配分計画の作成)

第六条 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の交付金(以下単に「交付金第六条 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の交付金(以下単に「交付金第六条 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の交付金(以下単に「交付金

じめ、第九条各号に定める大臣と協議するものとする。 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらか

2

(交付金の交付の申請)

方公共団体をいう。)の申請に基づき、交付するものとする。「関のうち交付金を充てて次条第一項各号に定める施設の整備を行おうとする年度ごとに、認定地方公共団体(法第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。)に記載されている法第五条第二項第三号の計画期域再生計画(法第八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。)の申請に基づき、交付するものとする。

(交付金を充てて整備する施設)

金の種類ごとに、当該各号に定める施設とする。第八条 法第十三条第二項の政令で定める施設は、次の各号に掲げる交付

一 道整備交付金 市町村道、広域農道又は林道

(交付の事務の区分)

第十条 法第十三条第三項に規定する交付の事務は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める大臣が行う。

理大臣

及び同号口3)に掲げる事業で主として漁港施設に係るものに関する交係るもの、同号口2)に掲げる事業で主として集落排水施設に係るもの二 法第五条第四項第一号口()に掲げる事業で主として農道又は林道に

付の事務 農林水産大臣

交通大臣

二 汚水処理施設整備交付金 公共下水道、集落排水施設(農業集落排

水施設及び漁業集落排水施設に限る。次条第一号において同じ。)又

は浄化槽

| 選整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種

漁港の漁港施設

港湾施設及び漁港施設)を総合的に整備する事業に要する経費に充てる施設の二以上(同項第三号に掲げる交付金にあっては、同号に規定する 交付金は、前項各号に掲げる交付金の種類ごとに、当該各号に定める

(交付の事務の区分)

場合に限り、

交付されるものとする。

第九条 法第十三条第四項に規定する交付の事務は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める大臣が行う。

(新設)

内閣総

港施設に係るものに関する交付の事務 農林水産大臣水施設に係るもの及び同項第三号に規定する施設の整備で主として漁林道に係るもの、同項第二号に規定する施設の整備で主として集落排一、法第十三条第二項第一号に規定する施設の整備で主として農道又は

のに関する交付の事務 国土交通大臣の及び同項第三号に規定する施設の整備で主として港湾施設に係るもの、同項第二号に規定する施設の整備で主として下水道に係るも二 法第十三条第二項第一号に規定する施設の整備で主として道路に係

第十二条 (略) 第十三条 (略) 第十三条 (略) (建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる (建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる (建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる (建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる (地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件) (地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件)	第十一条 (略) 第十一条 (略) 第十一条 (略) 第十一条 (略) (建築等の届出を要する行為) (建築等の届出を要する行為のほか、地域再生拠点(法第五条第四項第六号に規定する地域再生拠点をいう。)の形成を図る上で支障を及ぼすおそれがある行為として国土交通省令で定めるもの (建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
(集中地域のうち特定業務施設の	務
「浄化槽に係るも」 「「結第十三条第二項第二号に規定する施設の整備で主として浄化槽に	のに関する交付の事務の環境大臣

号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあってはそ決権を行使すること、持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六公共団体をいう。以下この条において同じ。)の有する議決権の割合が公共団体をいう。以下この条において同じ。)の議決権に占める地方公共団体をいう。以下この条において同じ。)の議決権に占める地方公共団体をいう。以下この条において決議をすることができる事項の全部につき議

の社員のうちに地方公共団体があることとする。

○ 農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)(抄)	
(傍線部分は改正部分)	

ハ〜ト (略)	ハ〜ト(略)
協議	の協議
ロ 地域再生法第十七条の十五第二項の農林水産省令 同条第一項の	ロ 地域再生法第十七条の二十七第二項の農林水産省令 同条第一項
イ (略)	イ (略)
う業務	う業務
合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行	合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行
三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場	三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場
一•二 (略)	一・二 (略)
第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。	第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
(法第五十六条の政令で定める業務)	(法第五十六条の政令で定める業務)
現	改正案

○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(
(平成十五年政令第三百二十四号)(抄)	
(傍線部分は改正部分)	

改正案	現行
(津波避難対策緊急事業に係る交付金等)	(津波避難対策緊急事業に係る交付金等)
第八条 法第十三条第三項の政令で定める交付金は、次に掲げるものとす	第八条 法第十三条第三項の政令で定める交付金は、次に掲げるものとす
ే	る。
一 (略)	一 (略)
二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十三条第一項に規定す	二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十三条第一項に規定す
る交付金(同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充	る交付金
てるためのものに限る。)	
三 (略)	三 (略)
2 (略)	2 (略)